

01061

# 鳥取縣公報

## 告示

昭和廿一年九月十四日  
外  
土曜日

本書の大きさは規定規格A5刊

### ◇鳥取縣告示第三百八十一號

家畜傳染病豫防法第七條の規定により左の區或内に飼養する生後三ヶ月以上の牛馬で前回（五月十日より五月十六日迄）の注射洩れのものにたいして炭疽病豫防液の注射を施行する。

依つて右該當牛馬の所有者又は管理者は指定の日時及び場所に牽付け注射を受けなければならない。

昭和二十一年九月十四日

鳥取縣知事 林 敬 三

注射月日	注射區域	注射場所	牽付時刻
九月十九日 九月二十日	東伯郡成美村一圓 同安田村一圓 同赤碕町一圓	成美村 安田村 赤碕町	午前十時迄 同 午後二時迄

鳥取縣公報 每週 火金曜日發行 (休日ニ當ル)

昭和廿一年九月十四日 號 外

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可